

令和 4 年度 施策評価表

施策	0102 親と子の健康増進	施策担当部	こども未来部	部長	山中 さと子
		施策担当課	こども家庭課	課長	久保 昭隆
施策の方針	健康診査や健康相談など、親と子の健康づくりへの取組をはじめ、子どもの発達に応じた支援、児童虐待防止などを進める。				
関連するSDGsのゴール	  				

【DO（実施）】

後期基本計画（令和3年度～令和7年度）における数値目標

指標名	単位	基準値 (R1)	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R3年度	
			R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	達成率	進捗率
① 妊婦健康診査の受診率	%	92.8	95.3 86.8	96.0	96.3	96.6	97.0	91.1%	89.5%
② 予防接種の実施率	%	91.1	94.0 98.5	95.0	96.0	97.0	97.0	104.8%	101.5%
③ 3歳児健康診査の受診率	%	97.5	97.7 94.2	97.9	98.1	98.2	98.5	96.4%	95.6%
④									
⑤									

施策達成状況の説明

【妊婦健診】
受診率は令和2年度より3ポイント低下。妊娠届時に妊婦健診の重要性について説明し、適切な保健指導を行っているが、さまざまな理由で妊婦健診を受診することができなかった妊婦や出産予定日より早く出産に至ったことで後半の健診を受診しない方がおられたため達成出来なかった。

【予防接種】
接種率は、近年上昇傾向にある。0～1歳で接種するBCGについては、ほぼ100%で目標値以上に達成している。

【3歳児健康診査】
通常の集団健診方法で実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、健診を控える保護者がおられたこともあって受診率は、目標値を達成することが出来なかった。

施策経費

(単位:千円)		R3年度 決算	R4年度 予算	R5年度 見込	特記事項
内訳	事業費	447,957	493,743	489,162	
	国庫支出金	11,433	18,934	28,462	
	県支出金	5,053	6,475	6,633	
	地方債	0	0	0	
	その他	1,889	14,431	16,328	
	一般財源	429,582	453,903	437,739	
人件費	49,887	49,662	—		
フルコスト	497,844	543,405	—		

施策の概要（細施策）

010201	親と子の健康づくり	安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、母親の体調管理や乳児の順調な発育を促す乳児全戸訪問をはじめ、乳幼児健康相談、特定不妊治療等への支援、食育など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
010202	子どもの発達支援	子どもの健やかな発達を支援するため、ことばや心の相談、未就学児の発達支援相談などを実施します。 また、障害児通所支援など障害児福祉サービスの提供を行うとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等との適切な情報共有に加えて、医療機関や療育支援機関などと連携した支援に取り組みます。
010203	子育てに困難を抱える家庭等への支援	子どもの安全と健やかな成長、健全な親子関係の形成を図るため、児童相談所など関係機関と連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応の体制づくりに取り組みます。

【CHECK (評価) 施策担当部長】

施策を達成する上での問題点・課題

【親と子の健康づくり】
 妊娠前から心身ともに健康を保持するとともに、子どもの健やかな成長を促進するため、妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援を継続して行うことが重要である。また、育児に関する様々な相談対応を行い、支援を要する家庭には、早期に関わり適切な対応を行う必要がある。

【子どもの発達支援】
 運動面やことば・こころの発達等に不安や悩みをもつ対象者には、重複した問題を抱えていることが多いことから、多職種の関係機関と連携を図り、対象者を支援することが重要である。相談業務を行う上で、きめ細やかな対応と的確な評価判断を行うとともに、必要に応じて適切な専門機関へのつながりが必要である。

【保護を必要とする児童等への支援】
 児童虐待の相談件数は、ここ数年ほぼ横ばいであるが、緊急を要するケースや対応が困難になるケースが発生している。児童虐待の未然防止や早期発見には、通告や相談窓口の周知が重要である。また、ケース対応については関係機関の連携が不可欠であるため、要保護児童地域対策協議会の適切な活用を図る必要がある。

【ACTION (改善・改革)】

上記の問題点・課題を踏まえた事務事業の改善・改革や新規事業についての考え方

○産後ケア事業を実施し、産後早期から必要な育児支援を行うことで、育児不安の軽減や育児環境の改善を図る。

○乳幼児健康診査や各種相談事業により支援が必要な親子に対し、継続した支援(切れ目のない支援)が行えるよう、健康管理システムの有効活用や、医療機関や保健所等の関係機関との連携強化を図る。

○児童虐待の未然防止、早期発見や発生時の迅速な対応等、切れ目のない支援が行えるよう、引き続き、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携を図っていく。また安全確認ができない児童の把握と当該児童の安全確認に努める。

○児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「子ども家庭センター」の設置が努力義務となった。(令和6年4月1日施行)本市では令和5年度から子ども家庭センターを開始し、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉の相談機関)の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の連携強化の一層の推進を図る。

令和5年度新規事業

事業名	担当課	令和5年度見込	対象・事業概要など
		事業費(千円)	
1			
2			
3			
4			
5			
		0	